

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 号
2 0 1 9 年 7 月 1 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

基本的な労使関係等に関する申し入れ

7月7日、新幹線関西地方本部は第25回定期大会を開催した。
今大会においても会社の姿勢等に対する多くの不満・疑問の声が出された。
労働組合としてこの間、問題解決に向け真摯に会社と協議してきたが、未だに解決しなければならない問題が山積している。

しかし、貴関西支社の姿勢は全く不十分であり、現在においても信頼関係を構築できていないという誠に残念な事態である。

これまでの会社姿勢を改め、対等で健全な労使関係を構築し、職場に山積している問題の解決に向け労働組合の指摘や申し入れを真摯に受け止め改善することを強く求める。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 業務委員会については「申し入れ」後、速やかに開催すること。
2. 「申し入れ」に対して、業務委員会の開催前に組合側並びに会社側幹事により行ってきた所要事項の決定(基本協約第236条の4の2)は、「事前審理」(基本協約第284条)ではないため「却下」(基本協約第286条)に準ずるような業務委員会の開催拒否を行わず、申し入れた全ての項目について業務委員会を開催すること。
3. 前項「2」における「所要事項の決定(基本協約第236条の4の2)」の「所要事項」に対する会社の考えを明らかにすること。
4. 苦情処理会議並びに業務委員会の委員については、基本協約に則り原則通りに指定すること。
5. 経営協議会の委員については、基本協約に則り原則通りに指定すること。

6. 地方・中央労働委員会、各裁判所が会社の「不当労働行為」を認定する救済命令等が数多く出されている。この第三者機関による命令等に対する貴関西支社の見解を明らかにすること。
7. 第三者機関における「命令」等を真摯に受け止め、今後一切の不当労働行為をやめJR東海労働敵視の会社姿勢・労務政策を改めること。
8. 安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。よって事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概要や状況についての情報等を明らかにし安全の確立に向けての労使協議を行うこと。
9. 会社による添乗時における些細な事柄に対する「注意」「指導」は常軌を逸脱しており安全上問題である。直ちにやめること。
10. 事故や些細なミスに対する見せしめ的な「日勤」「長期乗務停止」をやめること。
11. 懲罰的な「日勤」「フォロー試験」を中止すること。
12. 2019年5月19日、労働施策総合推進法の改正案が成立した。この改正法はパワハラを「優越的な関係を背景にした言動で、業務上必要な範囲を超えたもので、労働者の就業環境が害されること」と定義している。会社は、これを遵守すること。
13. 組合員加入に対し、管理者による恣意的な点呼立ち会い及び添乗等は本人へのパワハラ行為である。直ちにやめること。
14. 「休日出勤」を早急に解消し、年間休日120日を確保すること。
15. 全ての職種における「休日予定」の発表は前月の「10日」に行うこと。また「休日指定予定日公表の廃止」を直ちにやめること。
16. 「13」項ができないのであれば、「休日予定」の発表を年ないし年度単位で行うこと。
17. 専任社員に対する列車長及び車掌長への指定は、本人の意思を尊重し指定すること。
18. 「専任V」賃金制度を撤回すること。
19. 責任と賃金が見合わない車両所における下位職からの上位職充当は直ちにやめること。

20. 各職場における年休抑制を解消するため要員を増やすこと。
21. 各車両所における点検作業項目が増加した場合は、必要な要員を確保し常態化した残業や休日出勤を解消すること。
22. 全ての職種において「暦日」及び「半日」単位の年休取得を認めること。
23. 会社には年休失効者を出さない努力義務がある。各職場の年休完全付与を目指すこと。

以上